

# 自社株評価

純資産法

類似業種比準法

# 自社株評価の考え方

- 株式市場に上場されてなく、客観的価値を示しようのない中小企業の同族の保有する株式は次の二つの考え方で評価する。
  1. 純資産(=総資産-負債)を発行株数で割ったものとして評価
  2. 類似の業種の上場企業の株価を引用して評価する。
    1. を純資産法といい、計算の方法を基本通達で定めている。
    2. を類似業種比準法といい、全部で113の業種の株価を毎月調査し、同じく113業種の一株あたりの配当・利益・純資産を年一度決めて発表している。

※この計算に関わる通達は「財産評価基本通達」といいます

# 類似業種比準法の詳細

- 国税庁の調査した数字は「基準」とし評価会社の数字を「評価」と呼ぶならば次の考え方をします。
- 「評価会社の株価」= 基準株価 × 評価会社の経営指標 / 基準の経営指標  
単純に類似の業種の基準株価に基準になる会社(上場企業)と比較される会社(非上場企業)の経営指標の比率をかける。
- 実際には次の二点加わる
  - 基準が上場会社なので斟酌率(0.7から0.5)をかけて緩くする
  - 経営指標は1株あたりの配当・利益・純資産でその比率の平均をとる。

$$\text{比準株価} = \text{基準株価} \times \left\{ \frac{\text{評価配当}}{\text{基準配当}} + \frac{\text{評価利益}}{\text{基準利益}} + \frac{\text{評価純資産}}{\text{基準純資産}} \right\} \times \text{斟酌率}$$

# 具体的には諸問題ある

## 【類似業種比準法】

- 会社の業態が「卸売」「小売・サービス」「その他(製造業)」のどちらになるか？ 多様化している場合、売上高別に判定が必要
- 会社の規模が「大会社」「中会社」「小会社」さらには「中の大」「中の中」「中の小」など規模の判定が必要。
- 比準要素がゼロ、マイナスなどとなった場合、「比準要素が1」の場合にはまた別の株価算定が必要。

## 【純資産法】

- 土地など帳簿価額と実際の価額が違う場合資産の再評価をする必要ある、土地の含み資産分は純資産を増加させる。
- 損金計上保険であっても自社株評価時に被保険者が生存している場合は解約返戻金を資産にいれて評価する必要がある。